

## 一般財団法人日本製薬医学学会 製薬医学スカラーシップ規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、製薬医学を学ぶ者を対象とする奨学金(以下「製薬医学スカラーシップ」という。)の給付等について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 製薬医学スカラーシップは、日本製薬医学学会が指定する製薬医学教育コース(以下「本コース」という。)に在籍する受講生の学習意欲を向上させるとともに、本コースの受講を希望する熱意のある受講生の受入れを促進することを目的とする。

### (給付対象者)

第3条 製薬医学スカラーシップの給付対象者は、平成26年4月1日以降に本コースに受講登録(復学を含む。)し在籍する受講生のうち、熱意があり、受講成績が優れている(2年次)と認められる者とする。

2 製薬医学スカラーシップの給付対象者数(平成26年度)は、1年次の者6名、2年次の者4名の予定。次年度以降は別に定める。

### (給付額等)

第4条 製薬医学スカラーシップの給付額(平成26年度)は1年次の者5万円、2年次の者10万円とする。次年度以降は別に定める。

2 同一の受講生が2年間の受講期間を通して給付を受けることのできる最大限度額は10万円とする。

### (給付対象者の選考方法)

第5条 本コースの受講において、提出された小論文、および2年次生については1年次の受講成績も審査の上、候補者を選考し、日本製薬医学学会教育委員長が、教育委員会の選考結果に基づき製薬医学スカラーシップ給付対象者を決定する。

2 小論文については、次の各号の該当する課題に対してA4版1~2ページにまとめて提出する。

(1)1年次の者については、「製薬医学教育コースで学びたいこと」

(2)2年次の者については、「製薬医学に対して自分が貢献したいこと」

3 2年次の者について審査する受講成績は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1)前年度の理解度把握試験の成績

(2)前年度講義への出席状況

4 第1項で定める候補者の選考にあたって、次の各号に該当する者は、その選考の対象としない。

(1)選考時において既に復学願を提出しておらず、退学する意思があることが明らかな者

(2)選考時において休学している者

### (給付対象者の決定時期等)

第6条 製薬医学スカラーシップの給付対象者は毎年審査決定後、該当する給付対象者に文書により速やかに通知する。

2 製薬医学スカラーシップの支給は年1回とし、前項に定める通知の後に速やかに支給する。

### (他の奨学金等との関連)

第7条 他の奨学金を支給又は貸与されている者であっても、製薬医学スカラーシップを受給することができる。但し、所属機関より本コースの受講料の全額を支給される者はスカラーシップの受給対象としない。

(取消処分)

第8条 製薬医学スカラーシップ給付対象者となったことを通知した日以降、給付対象年度の末日までに給付対象者の受講態度等を教育委員会が不適当と判断した場合、および受講生本人が受講申込を取り下げた場合、教育委員長は、当該年度の製薬医学スカラーシップの決定を取り消す。

2 前項の規定により、製薬医学スカラーシップの決定を取り消された者は、給付された当該年度の製薬医学スカラーシップの全額を速やかに返金しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、製薬医学スカラーシップの給付等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改訂

平成 27 年 4 月 7 日